

弁護士費用

当事務所では、取扱業務内容ごとに、透明性が高く明確な弁護士費用表を用意しております。また、お客様にご安心頂けるよう、ご要望があれば、案件の受任前に見積書をお客様に提示し、費用の細目についても丁寧にご説明いたします。

当事務所の弁護士費用は、以下のとおりです。今後、随時改訂する可能性がありますので、ご了承ください。

原則として、現金または振込による一括払いとさせていただいておりますが、お客様のご都合に応じ、着手金及び報酬金の分割払いをお受けする場合がございますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士費用の項目

当事務所における弁護士費用の項目は、以下の4つのみです。

名称	内容
法律相談料	「法律相談料」とは、法律相談の対価として支払うお金のことです。事件を依頼した場合は、別途、着手金等を支払う必要があります。
着手金	「着手金」とは、弁護士に事件を依頼した段階で支払うお金のことです。着手金は、事件の結果、成功・不成功にかかわらず返還されません。着手金は、次に説明する報酬金の内金でもいわゆる手付でもありませんのでご注意ください。
報酬金	「報酬金」とは、事件が終わった場合に、その成功の程度に応じて、成功の対価として支払うお金のことです。報酬金の額は、事件の難易度や成功の程度等に応じて、事前にお客様と取り決めます。
実費・日当	「実費」とは、事件処理のために実際に出費する予定のお金のことです。交通費、切手代、記録謄写費用、鑑定料、宿泊費等があります。 「日当」とは、出張を要する業務を行う場合に支払うお金のことです。

法律相談

法律相談（30分）（別途消費税を頂きます。）	
初回	無料（初回であれば、1時間以内無料です。）
2回目以降	30分 5,000円
延長（15分ごと）	2,500円

警察に対する警告、禁止命令の申立て

警告・禁止命令の申立て（別途消費税を頂きます。）	
着手金	35万円～40万円
報酬金	35万円～40万円

※申立費用等の実費が別途必要となります。

刑事告訴

刑事告訴（別途消費税を頂きます。）	
着手金	30万円～40万円

上記以外の場合の弁護士費用

民事事件（別途消費税を頂きます。）		
経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8% (最少額 10万円)	16%
300万円を超え 3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え 3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

※訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、調停事件、示談交渉事件等事件及び仲裁事件、及び督促手続事件等の着手金及び報酬金になります。

※裁判及び調停等の手続においては、訴訟費用等の費用が別途必要となります。

債権の保全・回収、民事執行に関する弁護士費用（強制執行や民事保全の手続きを執る場合に適用されます。）

債権の保全・回収（別途消費税を頂きます。）		
経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	5% (最少額 10万円)	5%
300万円を超え 3000万円以下の部分	3%	3%
3000万円を超え 3億円以下の部分	1%	2%
3億円を超える部分	0.5%	1.5%

出廷日当

出廷日当（別途消費税を頂きます。）	
出廷日当（1回あたり）	1万5000円～3万円

※交通費等の実費が別途必要となります。

出張日当

出張日当（別途消費税を頂きます。）	
出張日当（移動時間も含め4時間以内）	2万円～3万円
出張日当（移動時間も含め4時間超）	5万円～8万円

※交通費等の実費が別途必要となります。

※相当な遠隔地でない限り、出廷日当に加えて出張日当が発生することはありません。詳細についてはご相談ください。